

# 警視庁旗等の制式に関する規程の制定について

昭和 32 年 9 月 9 日

通達甲（総装装）第 42 号

存 続 期 間

〔沿革〕平成 20 年 3 月 通達甲（副監・総・企・組）第 2 号改正

このたび、別添のとおり、訓令甲第 42 号をもつて警視庁旗等の制式に関する規程（以下「規程」という。）が制定され、昭和 32 年 9 月 9 日から施行されることとなつたから、次の事項に留意し、実施上あやまりのないようせられたい。

命によつて通達する。

おつて、次の通達は廃止する。

- 1 警視庁旗、提燈に関する訓令の制定について（昭和 26 年 12 月 24 日例規（警務）第 60 号）
- 2 警視庁旗、提燈に関する訓令の一部改正について（昭和 28 年 7 月 8 日例規（総監）第 14 号）
- 3 昭和 26 年 12 月訓令甲第 48 号（警視庁旗、提燈に関するもの）の一部改正について（昭和 29 年 6 月 10 日例規（総監）第 11 号）

## 記

### 第 1 改正の要点

#### 1 旗、ちようちん

- (1) 旗、ちようちんの形状寸法は、従来どおりであるが、所属名の標示については、警察法施行令（昭和 29 年 6 月政令第 151 号）第 5 条に準拠し、警視庁名を冠することとされた。
- (2) 旗名のうち、大隊長旗を大隊旗に、中隊長旗を中隊旗に、水上警察署小旗を水上警察旗に名称を変更された。

#### 2 警察照明燈

警察照明燈の電源が従来の蓄電池式から乾電池式に変わったため、照明燈の構造が規

程別表のように軽便となり、従来の上部照明装置は、実用性にかけているので、これを除去した。

なお、上部照明装置のある警察照明燈も相当数あるので、これは当分の間使用するから、使用可能な蓄電池を含めてこれを有効に使用されたい。

## 第2 使用要領

旗、ちようちんは、表示又は部隊活動等必要により適宜用いるものとする。

- 1 大隊旗、大隊用高張ちようちんは、本部又は方面警察隊等で大隊を編成し、大隊長となつた者が用いる。
- 2 中隊旗は、本部又は方面警察隊等において中隊を編成し、中隊長となつた者が用いる。
- 3 警察学校旗、警察学校用高張ちようちんは、警視庁警察学校でその表示又は学校部隊を編成し、学校長又は教頭等がその部隊の長となつたときに、又警察学校中隊旗は、その職員が学校部隊の中隊長となつたときに用いる。
- 4 機動隊旗、機動隊用高張ちようちんは、警視庁機動隊でその表示又は機動隊長が部隊活動のときに、又機動隊中隊旗は、機動隊の中隊長が出動のときに用いる。
- 5 警察署旗、警察署用高張ちようちんは、警視庁警察署でその表示又は部隊活動をする場合に、警察署長等がその部隊の長となつたときに用いる。
- 6 水上警察旗は、警視庁東京湾岸警察署において船舶その他に用いる。
- 7 現場最高指揮官標識は、警戒、警備等の最高指揮官を命ぜられた者が、現場においてその旗の上部に添えて用いる。

## 第3 取扱上の留意事項

- 1 旗、ちようちん及び警察照明燈は、所属の備品とし、本部各課及び方面本部においては、庶務担当の主任、機動隊は警備主任、警察署にあつては警備係長が保管の責に任ずるものとする。
- 2 取扱を丁寧にし、破損、汚損のないよう注意するとともに、保管に際しては、その場所を選定する等十分に配慮すること。
- 3 使用後は、湿気及びじんあいを完全に除いた後、保管すること。
- 4 警察照明燈の電池は、使用後必ず電池箱からぬき出して、保存すること。
- 5 警察照明燈の電球は、規格のものを使用し、他の電球は絶対に使用しないこと。